

おおい町不妊治療費助成金の申請について

不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を図り、治療を受ける機会を増やすため、不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

対象となる方(次の要件にすべて当てはまる方)

- ・治療開始時点において法律上の婚姻関係または事実婚関係にあり、夫婦のいずれかが、おおい町に1年以上住所がある方
- ・不妊治療以外の治療によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に判断された方
- ・医療保険に加入している方
- ・町税の滞納がない方

助成対象となる費用

- ・国内医療機関での不妊症に係る検査費及び診療費（保険適用・保険適用外は問いません）

助成金額

- ・1夫婦につき上限30万円（年間）

※原則、福井県の助成制度を優先的に利用していただきます。

福井県の助成制度を利用された場合は、治療総額から県の助成金額を差し引いた金額に対し助成します。

申請期限

- ・不妊治療が終了した日の属する年度の末日

- ・福井県の助成制度を利用された場合 → 県の助成決定日の属する年度の末日

※1月～3月に申請予定の方は、申請年度の12月末までに一度ご相談ください。

申請書類

薬局の領収書がある場合は主治医にお渡しください。

①おおい町不妊治療助成金交付申請書

②不妊治療を受けた医療機関発行の領収書（原則原本）

③福井県の助成決定通知書（利用された方のみ）

④夫及び妻の保険証の写し

⑤夫及び妻の住民票（続柄記載の謄本）

⑥夫及び妻の納税証明書

⑦事実婚の場合は両人の戸籍謄本、事実婚関係に関する申立書・意向確認書

※公簿での確認に同意された場合、⑤の住民票・⑥の納税証明書・⑦の戸籍謄本は提出不要です。

申請書等はすこやか健康課・保健福祉室にあります。



詳しくは町のホームページでご覧ください。

申請書等様式のダウンロードができます。

すこやか健康課（子育て世代包括支援センター）

TEL 0770-77-1155

おおい町不妊治療費助成金 申請のながれ

治療終了

<福井県への申請>

県内の健康福祉センターへお問い合わせください。

～おおい町に近い健康福祉センター～

若狭健康福祉センター

住所：小浜市四谷町3-10

電話：0770-52-1300

詳しくは県のホームページをご覧ください。



<おおい町への申請>

- ・福井県の助成制度を利用した場合



治療費の総額から県の助成金額を差し引いた額が対象となります。

- ・福井県の助成制度を利用しない場合



治療費の全額が対象となります（上限あり）。

※申請書記載の文書料については、助成対象とならないのでご了承ください。

交付決定

不交付決定

交付決定通知書と請求書を送付

不交付決定通知書を送付

請求書を記入し、おおい町に提出

提出後1か月程度で
指定の口座に振り込みます。

